

第3章

障害者基本計画 (計画の基本的な考え方)

1 計画の基本理念

平成 18 年度に策定した『君津市障害者基本計画』では、障害のある人の自立と社会生活を促進し、障害のある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目標とし、「すべての人の個性が輝くまちへ」を基本理念としました。

また、平成 25 年度から同 34 年度までの 10 年間の計画期間で策定している『君津市総合計画』では「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～」を将来都市像として定め、福祉・保健・医療分野では「ともに支え合い健やかに暮らせるまち」を基本目標として各種福祉施策に取り組んでいます。

一方、国では地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が、目指すべき社会の一つとして示されています。

本計画では、これらのことを踏まえ、

*障害のある人もない人も 地域でその人らしく、
ともに暮らし、ともに支え合うまち*

を基本理念とします。



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとします。

《基本目標1》自立した生活支援・相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活していけるよう、支援を進めます。障害のある人とその家族に関する相談体制の充実を図るため、身近な場所で相談ができ、サービス利用につなげられるよう、相談支援体制の確立・充実とケアマネジメント体制の充実を図るとともに、サービスなどに関する情報提供の体制の充実を図ります。また、地域生活を可能にするよう、障害の特性に配慮した住環境や障害福祉サービス等の提供基盤の整備・充実を促進します。

《基本目標2》就労の促進・充実、社会参加への支援

障害のある人の社会参加としての「就労」を促進するため、関係機関と連携を図りながら、「一般就労」はもちろん「福祉的就労」も含めて障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。また、障害のある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動や障害者関連団体等への支援や生涯学習の機会の充実に努めます。

社会参加が可能となる前提条件としての誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくり、「人にやさしいまちづくり」や、聴覚、視覚などに障害のある人のためのコミュニケーション手段、移動手段の確保に努めます。

《基本目標3》安全・安心な生活環境の整備

判断能力等が十分でないため生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害のある人が安心して日常生活を送れるようその権利の擁護に努めるとともに、防犯・防災体制の充実を図ります。また、保健・医療機関をはじめ関係機関が連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた保健・医療の提供に努めます。さらに、障害のある人が安心して生活していくことができるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

また、障害等についての正しい知識を広め、障害のある人等への理解を一層深めていくため、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動や福祉意識の充実に努め、「福祉の心」づくりや「支え合いの社会」、「地域共生社会」づくりを進めていきます。

《基本目標4》障害のある子どもと家庭への支援

障害の早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立・強化に努めます。また、障害のある子どもたちが地域の中で自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・強化に努めます。

障害のある児童生徒やその家族、さらには学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズ等に応じた教育環境づくりに努めます。

学校・家庭における心豊かな生活を実現するため、福祉・教育等の関係機関が連携し、適切な支援に努めていきます。

3 計画の基本的視点

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、以下の3つを計画の基本的視点として本計画を推進していきます。

1 一人ひとりが自分らしく自立して生きていける社会づくり

障害のある人が社会の中で自分らしい生活を、自らの意思により選択・決定し、自分の役割を見付け、誇りを持ってその役割を果たすことのできる社会が求められていることから、障害のある人が地域の中でその人らしく自立して生きていくことができるよう、環境を整備していきます。

2 地域で支え合うことのできる「地域共生社会」づくり

障害のある人がその能力をいかして地域でその人らしく自立した生活を営むためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人たちが互いに交流し、支え合いながら生きていく「共生社会」の実現が必要になることから、必要な支援体制を整備するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、支え合い助け合うことのできる関係をつくっていきます。

3 すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

障害のある人が、生活環境や社会制度、人々の心等の中に存在する「バリア（障壁）」によって社会参加を妨げられることのない「ユニバーサル」な社会づくりが求められていることから、「誰もが利用しやすい環境づくり」という視点に立って社会のさまざまなバリアを無くしていくとともに、新しいものについては、最初からバリアを生じさせない（＝ユニバーサルデザイン）ようにしていきます。

4 計画の展開（計画体系図）

